

デイサービスセンターはる小樽稲穂 利用料金表

(I) 小樽市通所介護相当サービス

要 介 護 度	通所介護相当型 (月額)		
	要支援1	要支援2	
単 位 数	1,798 単位/月	1,798 単位/月	3,621 単位/月
利 用 回 数	週1回	週1回	週2回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	88 単位/月	88 単位/月	176 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 単位/月	40 単位/月
介護保険対象分合計	1,926 単位	1,926 単位	3,837 単位
自己負担額 (1 割負担の場合)	1,926 円	1,926 円	3,837 円
自己負担額 (2 割負担の場合)	3,852 円	3,852 円	7,674 円
自己負担額 (3 割負担の場合)	5,778 円	5,778 円	11,511 円
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記単位数の合計 ×9.2%		

- ・「サービス提供体制強化加算Ⅱ」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合が満たされているため、サービス提供に対して加算がかかることになり、全ての契約者が対象となります。
- ・「科学的介護推進体制加算」については、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提供とフィードバック情報の活用によりケアの向上を図ります。
- ・小樽市内の通所介護事業所については、1 単位=10 円として計算します。
- ・「介護職員処遇改善加算 I」については、職員の処遇改善を目的にして、平成 27 年 4 月から各種加算を加えた合計額 (食事代金は除く) に 5.9%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等特定処遇改善加算 I」については、職員の処遇改善を目的にして、令和 1 年 10 月から各種加算を加えた合計額 (食事代金は除く) に 1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和 4 年 10 月から各種加算を加えた合計額 (食事代金は除く) に 1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯の契約者で、収入・財産等の要件に該当する契約者については、利用料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- ・本料金表は、利用回数によっては端数処理のために、若干の違いがでる場合があります。

(II) 通所介護費

要 介 護 度	介護給付 (日額+月額)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サ ー ビ ス 単 位 数	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1,008 単位
入浴加算介助加算 I	40 単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位				
科学的介護推進体制加算	40 単位 (月額)				
介護保険対象分合計	682 単位	787 単位	894 単位	999 単位	1,106 単位
自己負担額 (1 割負担の場合)	682 円	787 円	894 円	999 円	1,106 円
自己負担額 (2 割負担の場合)	1,364 円	1,574 円	1,788 円	1,998 円	2,212 円
自己負担額 (3 割負担の場合)	2,046 円	2,361 円	2,682 円	2,997 円	3,318 円
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記単位数の合計 ×9.2%				

- ・「通所介護費」については、当事業所の定員（45名）から「通常規模型」での算定となり本料金表では、サービス提供時間「6時間以上7時間未満」により計算しています。
- ・「入浴介助加算Ⅰ」については、当施設では、入浴時に必ず職員を介助及び安全確認のために、脱衣室・浴室に配置しておりますので、入浴サービスをご利用になる全ての契約者が対象となります（一般浴槽・特殊浴槽ともに同額となります）。
- ・「サービス提供体制強化加算Ⅱ」については、介護福祉士の資格保有者が一定割合満割合満たされているため、サービス提供に対して加算がかかることになり、全ての契約者が対象となります。
- ・「科学的介護推進体制加算」については、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提供とフィードバック情報の活用によりケアの向上を図ります。
- ・小樽市内の通所介護事業所については、1単位=10円として計算します。
- ・「介護職員処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、平成27年4月から各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に5.9%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」については、職員の処遇改善を目的にして、令和1年10月から各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.2%相当の加算が加わります。
- ・「介護職員等ベースアップ支援等加算」については、職員の処遇改善を目的にして、令和4年10月から各種加算を加えた合計額（食事代金は除く）に1.1%相当の加算が加わります。
- ・住民税非課税世帯のご利用者様で、収入・財産等の要件に該当するご利用者様については、利用料金が減額となる場合があります。手続き等については、担当のケアマネジャーにご相談下さい。
- ・本料金表は、1回あたりの利用料金を表していますが、利用回数によっては端数処理のために、若干の違いがでる場合があります。

### （Ⅲ）その他（介護保険外費用）

- |                                    |                         |                                     |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| ① 昼食代                              | 1食                      | 690円                                |
| ② 紙おむつ代                            |                         |                                     |
| イ パッドタイプ                           |                         | 30円                                 |
| ロ テープタイプ                           |                         | 110円                                |
| ハ パンツタイプ                           |                         | 140円                                |
| ③ クラブ活動費                           | 実費                      | 1回50円～500円                          |
|                                    |                         | 書道クラブ、レジン、紙創作クラブ、フラワーアレンジメント、さをり織り等 |
| ④ 通常の事業実施地域外への送迎に要する費用             |                         |                                     |
|                                    | ・片道概ね10 <sup>キ</sup> 未満 | 300円                                |
|                                    | ・片道概ね10 <sup>キ</sup> 以上 | 600円                                |
| ⑤ コピー代、写真代                         | 実費                      |                                     |
| ⑥ 延長料金（ご家族の都合により1時間を超えてサービスを提供する場合 |                         |                                     |
|                                    | 最初の1時間まで                | 1,500円                              |
|                                    | 以降30分毎に                 | 800円                                |
- ※上記の他、外出レクリエーション活動等にかかる費用は自己負担となります。